

**多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業
実施方針等に対する質問への回答(第1回) 補足資料**

【平成16年11月25日提示資料】

**平成16年11月
東京都病院経営本部**

本資料は、第1回質問の中で、特に多かった「事業者を求める体制」や「参加資格基準の考え方」及び「審査の枠組みについての考え方」について、現在の都の考え方を整理したものであり、平成16年11月9日に公表した「実施方針等に対する質問への回答」の補足資料として位置づける。

また、今後の要求水準書（案）や資格審査基準の作成にあたり、民間事業者の意見を参考とするため、公表し、質問や提案を受け付けるものである。

【目次】

第1	事業者を求める体制（案）	1
1	病院PFIの特徴	1
2	本委託の基本的な考え方	1
3	事業者を求めるもの	3
4	サービスプロバイダー（SP）に求める機能	3
5	事業者を求める体制	4
第2	参加資格基準の考え方（案）	7
1	応募者について	7
2	応募者を構成する民間企業に求める資格	8
3	中核企業に求める資格	8
4	特定協力企業に求める資格	8
5	参加資格の抹消の考え方	9
第3	審査の枠組みについての考え方（案）	10
1	審査の流れ	10
2	一般競争入札参加資格確認	10
3	総合評価一般競争入札	11
第4	平成16年11月25日提示資料に係る質問・提案の受付等	14
1	平成16年11月25日提示資料に係る質問・提案の受付	14
2	質問に対する回答等	14
様式1	平成16年11月25日提示資料に対する質問書	15
様式2	平成16年11月25日提示資料に対する提案書	16

第1 事業者を求める体制（案）

1 病院PFIの特徴

都は、病院PFIは以下の特徴を有するものと理解しており、本事業はこのような病院PFIの特徴に十分配慮したものとすることが重要であると考えている。

(1) 広範かつ性格の異なる業務の包括委託であること

病院の業務は、性質が異なる様々な業務からなる。本事業は、それらの多岐にわたる業務を、包括的に委託するものである。

(2) 事業環境が変化する要素が多いこと

患者数の変化、病院運営方針の変化、関連市場構造の変化など、本事業は事業環境が変化する要因が多い。

(3) 同一施設内における都と民間事業者（以下「事業者」という。）との協働事業であること

本事業においては、診療行為は、都が直営で行うことから、新病院は、都と事業者との協働事業になる。

2 本委託の基本的な考え方

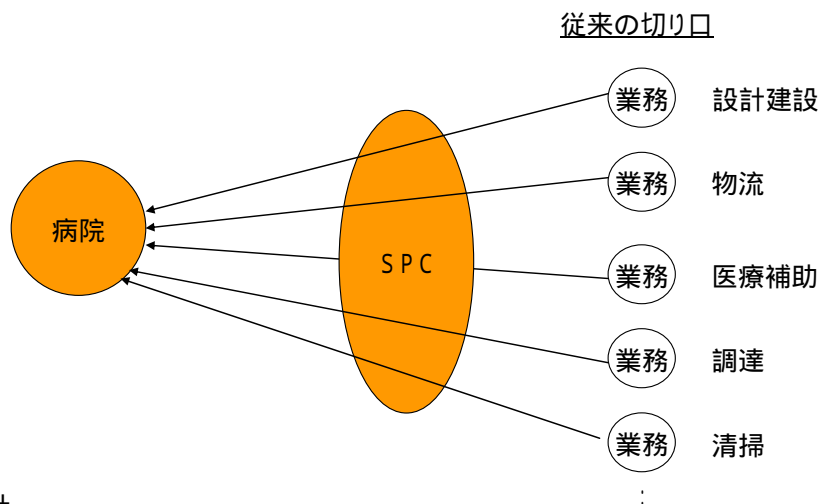
本事業の特徴を踏まえ、本委託の基本的な考え方としてマネジメント・アウトソーシングとパートナーシップの2点を重視する。

事業者には、BPR（従来業務を再編・再構築（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング））マネジメントまでを委託するこのような委託を、「マネジメント・アウトソーシング」という。

(1) マネジメント・アウトソーシング

本事業に含まれる広範かつ性格の異なる業務について、サービスの質と、効率性を確保したい。本事業で業務の包括的な委託をする際、従来型の切り口の業務委託を、単に包括化するだけでは、特段のメリットは生じない。

図表1：業務委託を単に包括化するだけではいけない



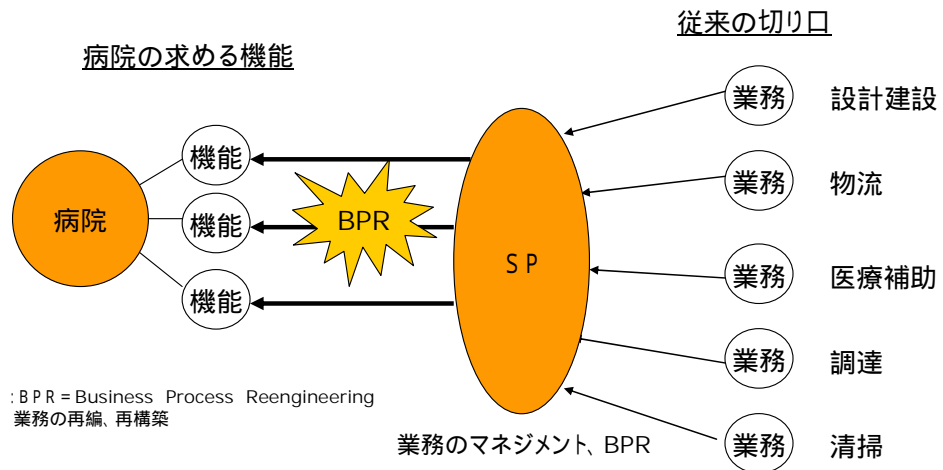
SPC：特別目的会社

(Special Purpose Company)

事業者には、委託業務を単純に取りまとめるだけでなく、病院の求める機能に対して、マネジ

メントしてサービスを提供することを求める。事業者は、要求水準を満たすサービスを提供するだけでなく、サービスの質と効率の向上を図るため、仕様書の作成、協力会社の選定・マネジメント、セルフモニタリングによるサービスの監視・改善等を行う。

図表 2 : マネジメント・アウトソーシング

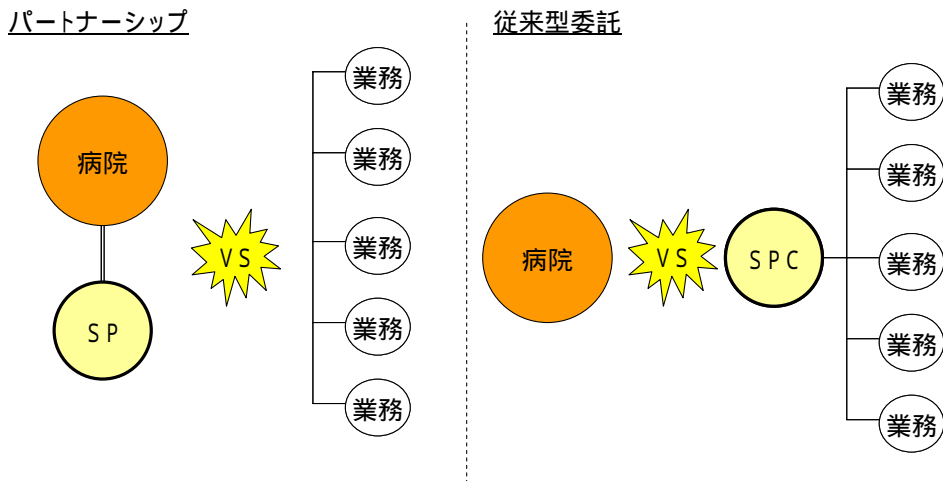


(2) 都と事業者のパートナーシップ

本事業は運営期間が15年間にわたる長期契約であるため、事業環境の変化は必ず生じることと予測される。このため、事業環境の変化に柔軟に対応できるような体制で、事業を構築することが必要である。

そのためには、事業者が病院の立場に立って委託業務をコントロールするよう、病院と事業者の関係を構築しなければならない。事業者が、委託業務を実施する業者の代表として委託費による利益のみを享受するような関係ではなく、事業者が病院の目的を自らの目的とし、病院と共に目的実現のために協働していくようなパートナーシップ体制を目指す。

図表 3 : 従来型委託とパートナーシップの違い



3 事業者を求めるもの

以上のような認識から、以下のような事業者を本委託の受託者として期待したい。

- ・ 本事業はサービスの調達に重点をおいた事業であることから、サービスを提供する受託者（以下「サービスプロバイダー」という。）を求めたい。
- ・ 本PFI事業の事業範囲は、開設準備や調達関連も含めた大変広範な範囲にわたっている。広範な業務をただ束ねるだけではなく、病院として求める機能を果たすために業務プロセスを最適化する「マネジメント」のアウトソーシングを行いたい。
- ・ サービスプロバイダーが提供する業務プロセスの最適化は、事業者へ委託する業務範囲内だけでは達成できないことから、委託業務範囲外である医療行為部分も含めた業務プロセスの最適化の助言ができることを求めたい。

4 サービスプロバイダー（SP）に求める機能

サービスプロバイダー（SP）に求める機能は以下のとおりである。

(1) 委託業務統括機能

事業者へ委託される業務範囲のすべての業務を統括し、病院の求める機能に対して一括したアベイラビリティ（医療提供環境）を提供する機能。委託業務の統括にあたっては、単に協力企業の契約を事務的に統括するだけではなく、医療サービス提供の業務プロセスを再編・再構築して従来よりも効率化、サービスの質の向上を図ることが求められる。

(2) 経営支援機能

従来よりも医療サービスの提供が効率化し、提供されるサービスの質が向上するために、委託業務の範囲外である医療行為部分も含めた業務プロセスの最適化について、開設準備期間中から助言できる機能。この機能には、医療行為を提供する都職員との良好なコミュニケーションを図ることも含んでおり、より具体的なイメージとして、経営（改善）委員会や医事委員会への出席及び資料の提供、必要に応じた病院の運営に関する会議への出席等を考えている。

(3) 情報システム統括（CIO：Chief Information Officer）機能

新病院の情報システムが、複数の受託者より提供されることから、これらの病院情報システム全体を最適化するにあたって、助言ができる機能

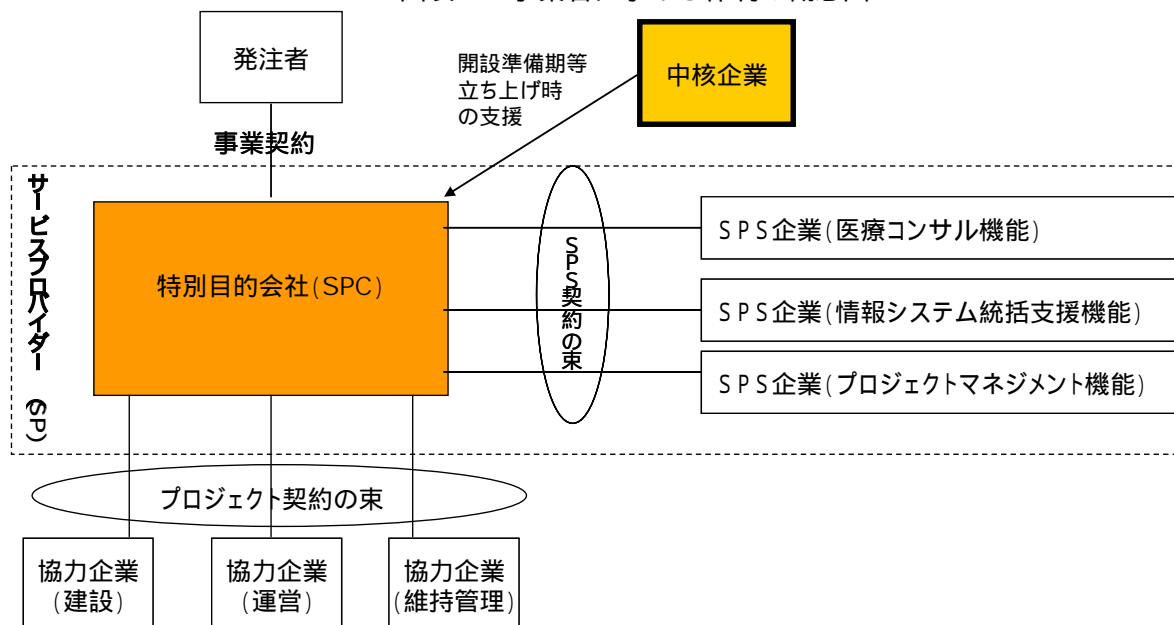
(4) プロジェクトマネジメント機能

開設準備段階から、業務プロセス設計や当該業務プロセス設計を受けた病院施設設計等に関する病院と事業者の間の調整を行いつつ、事業遂行をマネジメントする機能

5 事業者を求める体制

本事業を実施する事業者は、大別してサービスプロバイダーと、サービスプロバイダーのみでは実施できない個別の委託業務を実施する協力企業とにより構成される。

図表4：事業者を求める体制の概念図



SPS: Service Provider Support

(1) サービスプロバイダーを求める体制

- ・ サービスプロバイダーは、既存の企業ではなく本事業のための特別目的会社（以下「SPC」という。）であることを求める。
- ・ 一般にPFIにおけるSPCは資金調達のための箱として設立されることが多いが、本事業においては、4で求めているサービスプロバイダー機能を提供するために必要なスタッフ（スタッフのイメージは、5(2)参照）を確保した実体のある会社であることを求める。ただし、このことは、本事業実施のために別途、資金調達のための特別目的会社を設立することを妨げるものではない。
- ・ ただし、4で求めている機能のすべてをSPCの中に有することを求めるのは現実的でないため、4の(2)、(3)及び(4)の一部につき外部から支援を受けることは可とする（具体には医療コンサル機能、CIO機能、設計調整機能を想定している）。このようにサービスプロバイダー機能を機能補完する企業のことをサービスプロバイダーサポート企業（以下「SPS企業」という。）という。
- ・ なお、このサービスプロバイダー機能を提供するためのSPCを設立し、少なくとも開設後一定期間までは当該SPCを主として支援する役割を果たす企業を中核企業という。

- ・ S P Cは、サービスプロバイダー機能以外にも、本事業で委託される範囲のすべての業務を、法令等に反しない限りにおいて直接実施することができ、基本的にはS P C自らが実施することが望ましいと考えている。

- (2) サービスプロバイダーに求められるスタッフのイメージ
サービスプロバイダーに求められるスタッフのイメージを示すと下記のとおりである。

ア 経営陣

- ・ 明確な経営方針を提示し、病院側との調整を行いながら、スタッフを引率し得るリーダーとしてのC E O (Chief Executive Officer : 最高経営責任者)
- ・ 情報管理、I T関連の整備計画等を司るC I O的な管理者
- ・ 患者の満足度、病院側の評価、これを前提としたモニタリング、改善等を司る管理者

イ マネジャー・スタッフ

- ・ 病院側のニーズを把握し、これを病院設計に反映するとともに設計・建設請負者に対する発注手続き、施工管理、及び完成後の施設の維持管理業務の発注、および管理を実施し得る人材 (設計・建設請負者、維持管理業務はアウトソース)
- ・ 医療サービスに関する病院側のニーズを常時把握し、適切な調達システムを構築し、これを実行するとともに、これらに関する改善を提案できる人材 (医療サービスに関するアウトソースは個別業務に限る)
- ・ 医療機器、医薬等に監視、病院側のニーズを常時把握し、これらの調達業務を外部に委託する、ないしは直接調達するとともに、これらに関する改善を提案できる人材 (アウトソースはものによって調達代行に委託、個別機器等の調達に分かれる)
- ・ 病院の業務及びS P Cの業務を分析し、都が導入する電子カルテ等のシステムの内容を踏まえ、必要となるシステムの設計、調達仕様の作成、調達業務の支援、構築業務の管理、保守運用、等を行う人材 (S P C内で十分な人材確保が必要)
- ・ エネルギー、廃棄物に関して、適切な施設を整備、維持管理するとともに、必要な業務を調達するための人材
- ・ 上記を実施するために必要となる事務等にかかわる人材

- (3) 特別目的会社に求める形式的要件

- ・ サービスプロバイダー機能を果たすために設立されるS P Cは、本事業の運営開始予定日の属する会計年度の直前の会計年度末までに「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (昭和49年法律第22号) 」に定める「大会社」あるいは「みなし大会社」に該当するように必要な措置がとられることを要する。
- ・ 当該特別目的会社は、運営期間中もこの資本規模他の措置を維持すること。

- ・ 開設後一定期間までは、中核企業は、都が満足する形で、SPCにおける筆頭の役割を担うこと。具体的には、開設準備期間も含めた開設後一定期間までは会社の立ち上げ時期にあたり、この時期は会社として不安定な事態が生ずる恐れがある時期であり、この期間中、責任を持って支援することを求めるものである。
- ・ 中核企業が責任を持って支援することの一項として、開設後一定期間までにSPCが事業年度決算においてキャッシュフローの赤字を計上した場合、中核企業に当該キャッシュフローの不足を補填することを求める（以下「中核企業の財務支援義務」という。）。

(4) 協力企業

- ・ 委託される業務範囲のすべてを提供することが困難な場合、SPCは、委託業務の実施にあたって協力企業の協力を得ることができる。ただし、サービスプロバイダーに求めている委託統括機能を十分に発揮できるよう、SPCは協力企業からの不必要な影響をうけない独立性を保つことを求める。
- ・ 同一企業がSPS企業と協力企業とを兼ねること、SPS企業と協力企業とが「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）の関係にあることは認めない。ただし、利害相反関係が生じないと都が認める場合は除く。

第2 参加資格基準の考え方（案）

本入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するにふさわしい企画力と資本金等経営能力を備えた民間企業もしくは民間企業のグループ（以下「応募者」という。）とする。

1 応募者について

本事業は病院事業であり、非常に多岐にわたる業務範囲を有していることから、ここでの応募者とは、従来よく使われる「特別目的会社に出資する者の集まり」という意味よりも広く、「特別目的会社に出資はしないが本事業遂行に必要な者」も含めるものとする。したがって、落札者決定直後に都と基本協定を締結する相手方は、応募者を構成するすべての民間企業ではなく、応募者のうち特別目的会社に出資する予定の民間企業となる。

応募者はサービスプロバイダーたる中核企業及び協力企業から構成される。中核企業は、「第1」で記述しているサービスプロバイダー機能を提供するためにSPS企業による補完を受けることが認められ、その場合はSPS企業も応募者を構成する民間企業とする。

(1) 中核企業

ア 中核企業とは、都が求める病院支援業務統合及び病院経営支援サービスを提供する特別目的会社を設立して本事業を主導して実施しようとする民間企業をいう。

イ 一の中核企業が複数の応募者に参加することはできない。

ウ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）の関係にある中核企業が複数の応募者に参加することもできない。

(2) 協力企業

ア 協力企業とは、中核企業が本事業を遂行するにあたって必要な機能を中核企業に提供する民間企業をいい、以下のaとbとで構成される。

(ア) 本入札において特定が必要な事業遂行を担う企業（以下「特定協力企業」という。）

aとbは同一者が兼ねることを認める。

a 病院施設等の設計請負者（以下「設計請負者」という。）

b 病院施設等の建設請負者（以下「建設請負者」という。）

(イ) 応募提案において応募者により任意に提案される協力企業（以下「任意協力企業」という。）

イ 特別目的会社に出資する協力企業は複数の応募者に参加することはできない。

ウ 関係会社の関係にある協力企業のいずれもが、異なる中核企業が主導して設立する特別目的会社に別々に出資することは認めない。

(3) SPS企業

ア SPS企業とは、中核企業がサービスプロバイダー機能を提供するにあたって、中核企業のみでは提供しえない機能を提供する民間企業をいう。

イ 特別目的会社に出資するSPS企業は、複数の応募者に参加することはできない。

ウ 関係会社の関係にあるSPS企業のいずれもが、異なる中核企業が主導して設立する特別目的会社に別々に出資する予定である場合、このような参加は認められない。

- (4) 次の者は、応募者を構成することはできない。
 - ア 審査委員会委員が属する民間企業及びその関係会社
 - イ アドバイザーが所属する民間企業及びその関係会社

- (5) 応募者を構成する民間企業の変更について
応募提案書類の提出から事業契約の締結に至るまで、応募者を構成する民間企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると都が認めた時はこの限りではない。

2 応募者を構成する民間企業に求める資格

応募者を構成する民間企業は、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成6年9月30日付6財経総第756号以下「指名停止要綱」という。）に基づき、現に指名停止の措置を受けている者。ただし、グループによる応募においては、その中核企業以外の構成員が指名停止措置を受けた場合についてはこの限りではない。
- (7) 納期限の到来した国税・地方税を滞納している者

3 中核企業に求める資格

中核企業は、サービスプロバイダーとして提供することが求められる機能を提供する能力があることを発注者が満足する方法で示さなければならない。

4 特定協力企業に求める資格

- (1) 設計請負者については、以下に示す資格をすべて保有すること。
 - ア 東京都における建設工事等競争入札資格（建築設計）を有していること。
 - イ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所を登録し、提案書提出締切日現在、建築監理業務を3年以上継続している者であること。
 - ウ 提案書提出締切日現在、過去10年以内に竣工又は設計契約の締結に至っている一般病床500床以上の主契約者として受注した病院設計実績を有する者であること。

- (2) 建設請負者については、以下に示す資格をすべて保有すること。
 - ア 東京都における建設工事等競争入札資格（建築工事）を有していること。
 - イ 主たる施工者は経営事項審査結果通知書の総合評点（建築一式）が1,500点以上であること。

5 参加資格の喪失

- (1) 入札参加資格確認手続きにおいて参加資格を確認した後、総合評価一般競争入札の応募提案書類の提出までの間に、応募者を構成する民間企業が上記に掲げる資格を欠くこととなった場合、当該民間企業は応募者を構成する民間企業としての資格を失う。また、当該民間企業が中核企業もしくはS P S企業である場合、当該民間企業が所属する応募者は参加資格を失うこととする。ただし、当該民間企業がS P S企業である場合、応募者が当該民間企業に代替する参加資格を有する民間企業を追加の構成メンバーとしたい旨を主催者に申し出て、主催者がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (2) 応募提案書類の提出後、落札者の決定までの間に、応募者を構成する民間企業が上記に掲げる資格を欠くことになった場合は、当該民間企業は応募者を構成する民間企業としての資格を失う。また、当該民間企業が中核企業もしくはS P S企業の場合、当該民間企業が所属する応募者は参加資格を失うこととする。
- (3) 落札者の決定後、事業契約の締結に至るまでの間に、応募者を構成する民間企業が上記に掲げる資格を欠くことになった場合は、当該民間企業は応募者を構成する民間企業としての資格を失う。また、当該民間企業が中核企業もしくはS P S企業の場合、当該民間企業が所属する応募者は参加資格を失うこととする。ただし、当該民間企業がS P S企業である場合、応募者が当該民間企業に代替する参加資格を有する民間企業を追加の構成メンバーとしたい旨都に申し出て、都がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (4) なお、特定協力企業が上記に定める資格を欠くことになった場合、応募提案書類の提出後落札者の決定までの間を除き、応募者は、都の承認を得て、有資格の代替企業に特定協力企業を替えなければならない。この代替が都に認められないときは、応募者は参加資格を失うこととする。

第3 審査の枠組みについての考え方（案）

1 審査の流れ

応募者の負担を最小限に抑えながらも、都のパートナーとしてふさわしい事業者を選定するため、二段階の審査を実施する。

(1) 第一段階

第一段階（一般競争入札参加資格確認）では、絶対評価により主にサービスプロバイダーとしての能力を確認する。提案と審査の負担を軽減するため、早期に、都のパートナーとしての基準を満たす応募者を選抜することを目的とする。

(2) 第二段階

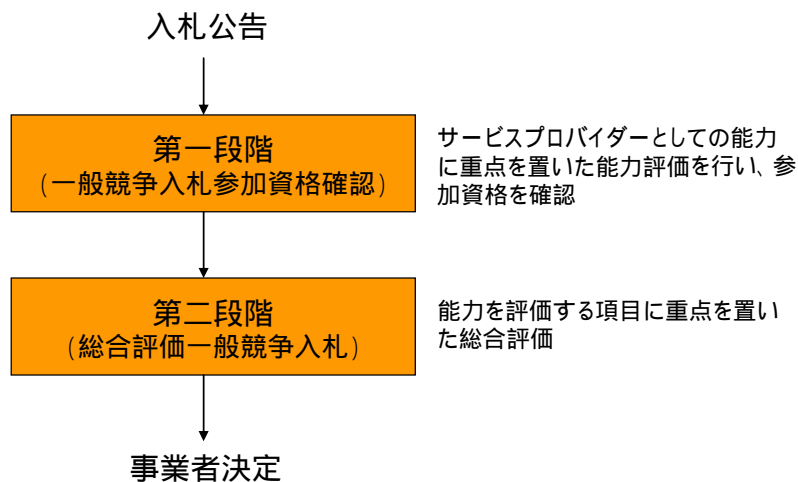
第二段階（総合評価一般競争入札）では、「安かろう・悪かろう」を避けるため、質を重視した総合評価を行う。能力を評価する項目について重点的に評価を行う。

ア 提案差が出ない部分は、加点评価の対象としない。

イ 都として既に方針が確定している事項など、提案差が出ては困る部分は、都が検討の上提示し、事業者に提案を求めない。

ウ 民間事業者が提案することで、都が実施するより優れた内容が出ると想定され、かつ民間事業者間でも提案差が出ると想定される部分について、提案を求め、加点评価の対象とする。

図表5：審査の流れ



2 一般競争入札参加資格確認

一般競争入札参加資格等は、実施方針「第2-1(1)ア」に示す点に重点を置いた能力評価を行う。

(1) 評価方法

ア 「第2」に示す参加資格要件の適否を、入札参加申請書類を審査することにより評価する。

イ 実施方針「第2-1(1)ア」に示す点について、入札参加申請書類のを審査と、面接審査により能力評価を行う。

(2) 前項イの能力評価における評価内容

ア 業務遂行能力

(ア) 経営体制

開設準備期間から開設後一定期間の経営担当チームが、実施方針「第2-1(1)ア」に示す点について十分な能力を有することを評価する。

- a 経営担当チームの開設準備期間から開設後一定期間までの継続性
 - b 経営担当チームの構成
 - c 経営担当者(予定)のマネジメントに係る実績
 - d 経営担当者以外の経営担当チームの実績
 - e S P S企業により経営支援機能、C I O機能、設計調整機能を補完する場合は、具体的なS P S企業名
 - f 協力企業の選定・マネジメントの考え方
- (イ) 業務プロセス再編の考え方
 - (ウ) 危機対応能力
- イ 実施方針「第2-1(1)ア(イ)」に示す点に関する体制、病院経営に対する提案
 - ウ セルフモニタリングの考え方

3 総合評価一般競争入札

一般競争入札参加資格確認等において資格があると確認された入札参加有資格者を対象に総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。評価の配点は、細項目ごとではなく、中項目ごとに行う。

(1) 評価方法

- ア 実施方針「第2-1(1)ア」に示す点に重点をおいた経営体制の評価を行う。
- イ 「具体的な実施方法」について、入札応募書類の審査により評価する。加点評価は、都が求める設問に対する提案により行う。
- ウ 「見積価格」について評価する。

(2) (1)のアの「経営体制」についての評価内容

ア 経営体制

事業者の出資構成、経営チーム、協力会社の調達選定等について、入札参加資格時よりも詳細な提案を受けて、サービスプロバイダーの要件をいかに実現するか評価する。

(3) (1)のイの「具体的な実施方法」についての評価内容

ア 仕様

全ての業務について、契約金額の根拠として仕様等の提出を受けて確認する。

イ 建築設計

平面プランを確認できるレベルの図面(1/1000程度)の提出により評価する。

ウ 提案

(ア) 開設準備期間

- a 事業者体制整備
- b 工期短縮、省エネルギー等建築設計面の提案

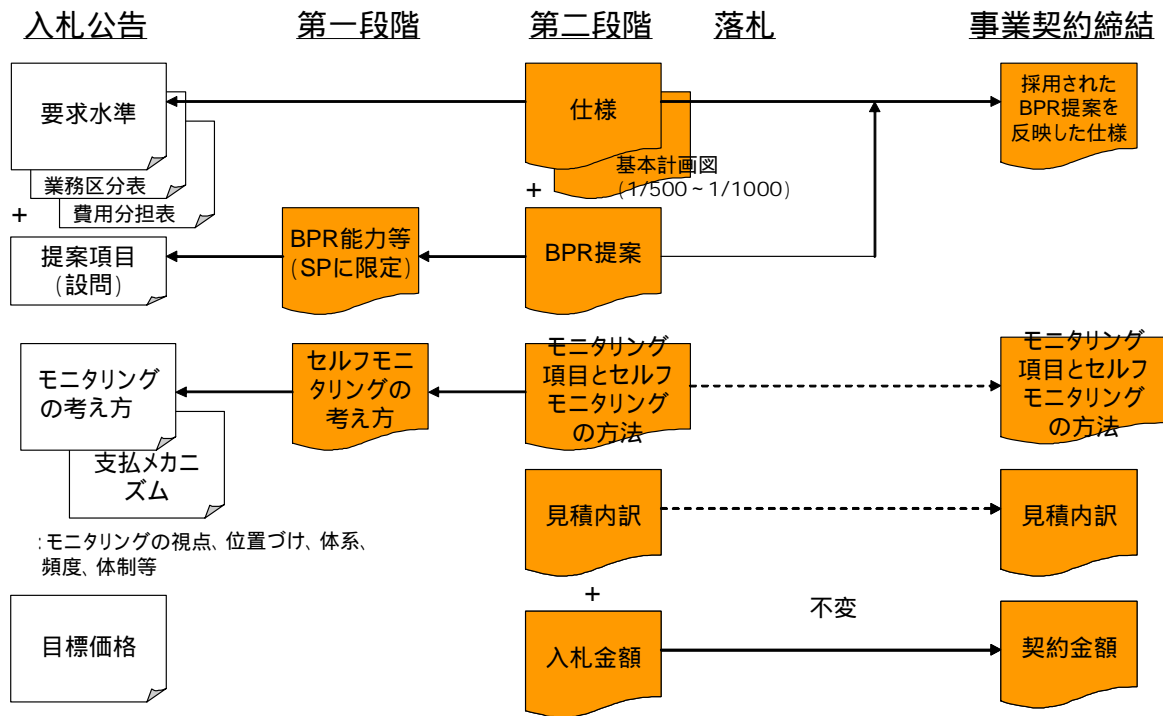
(イ) 業務開始後

- a 事業者の業務範囲について、個別業務の実施方法に関する提案
- b 事業者の業務範囲について、業務プロセス再編(BPR)の提案
- c 事業者の業務範囲以外について、業務プロセス再編(BPR)の提案

- d 情報システムの最適化に関する提案
- エ セルフモニタリングの方法
 - 一般競争入札参加資格確認等にて提案を受けた考え方を深化させた内容を評価する。
 - (ア) 要求水準に対応するモニタリング項目
 - (イ) 定量項目
 - (ウ) 改善手続
 - (エ) 体制
- (4) (1)のウの「見積価格」についての評価内容
 - ア 入札金額
 - 都が提示する参照価格以内にて提案を受ける入札価格を、価格点として評価する。
 - イ 見積内訳

(参考)

【都より提示するものと応募者に提案を求めるもの】



【評価の考え方】

募集要項	応募提案	評価
(1) 要求水準	仕様 / 基本計画図	基礎点 (要求水準を満たしていること)
(2) 提案項目	BPR提案 / 設計提案 (短縮 / 省エネ)	質の加点
(3) モニタリングの考え方	モニタリング項目 セルフモニタリングの体系	基礎点 質の加点
(4) 支払いメカニズム	見積内訳	() の根拠
(5) 目標価格	見積	価格点 ()

第4 平成16年11月25日提示資料に係る質問、提案の受付等

1 平成16年11月25日提示資料に係る質問、提案の受付

本資料に対する質問、提案がある場合は、別紙(様式1)又は別紙(様式2)に記入し、提出期間内に電子メールにより、以下の担当部局へ提出するものとする。

質疑応答を正確に表現するために図面等が必要な場合など、特段の事情がある場合のみ、持参又は郵送を認める(図面等が必要な場合は、図面等のみ持参又は郵送とすること)。持参の場合は、下記提出期間の午前9時から午後5時までの間(但し、正午から午後1時までを除く。)とし、受付場所は下記の担当部局とする。

各回提出期間最終日における電子メールの受付時間は、午後5時までとする。郵送の場合は、各回提出期間最終日までに以下の担当部局に到着したものを受け付ける。

なお、口頭、電話等による質問等は受け付けない。

1件の質問、提案に対し、1枚の別紙様式を使用し、別紙様式1及び別紙様式2のファイルをMicrosoft社製のWord97、Word98、Word2000、Word2002のいずれかにて作成し、電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの件名は、「多摩病院PFI事業への質問/提案」とすること。

【提出期間】

平成16年12月1日(水曜日)から12月7日(火曜日)まで

2 質問に対する回答等

提出された質問等に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、特定事業選定時までに、都のホームページで公表する。

【回答公表予定】

質問等への回答：平成16年12月24日(金曜日)公表予定

【担当部局】

東京都病院経営本部経営企画部総務課再編整備事業推進係(多摩キャンパス担当)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎29階 南側

電話 03-5320-5807(直通)

03-5321-1111(代表)(内線50-125)

電子メールアドレス：tama-syouni@ml.metro.tokyo.jp

東京都病院経営本部ホームページURL：<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/>

(様式1)

平成 年 月 日

平成 16 年 11 月 25 日提示資料に対する質問書

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」について、以下のとおり質問します。

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

質問事項 (タイトル)	
当該資料での対応 頁	頁
当該資料での対応 部分	

対応部分は「第 1 2 (2) ウ (ウ) d 」のように記入してください。

質問内容	
------	--

質問事項は一問につき本様式を一枚使用してください。

(様式2)

平成 年 月 日

平成 16 年 11 月 25 日提示資料に対する提案書

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」について、以下のとおり提案します。

会社名	
所在地	
部署	
提案者氏名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

提案事項 (タイトル)	
----------------	--

提案内容	
------	--

提案事項は一問につき本様式を一枚使用してください。